

平24福情答申第8号

平成25年3月27日

福岡市教育委員会 様
(総務部職員課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分等に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成24年9月13日付け教職第784号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「〇〇中学校における学校事務嘱託員について、募集をホームページにアップした年月日とその期間、選考日、募集から申込および採用までの流れがわかる書類」の非公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「〇〇中学校における学校事務嘱託員について、募集をホームページにアップした年月日とその期間、選考日、募集から申込および採用までの流れがわかる書類（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については、これを変更し、次に掲げる公文書を対象文書として、公開することが妥当である。

- (1) 採用者から提出された履歴書
- (2) 辞令
- (3) 辞令受領簿

ただし、(1) 採用者から提出された履歴書については、記入日、氏名を除く記載項目のすべてを被覆したうえで公開することとする。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成24年8月17日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成24年6月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「〇〇中における、平成21年度4月新規採用「学校事務嘱託員」について、募集の日程・募集人員・申込資格・職務内容・勤務条件・選考日時等、募集から申込及び採用までの一連の流れが確認できる書類」について公開請求を行った。
- (2) 平成24年6月26日、実施機関は、本件請求に対し、「学校事務嘱託員の募集について」と表題がついた文書を対象文書として公開決定を行ったが、審査請

求人とは本件請求への回答としては公文書の特定が不十分として、実施機関に申し入れを行った。

(3) 平成24年8月17日、実施機関は審査請求人の申し入れを受け、本件対象文書につき、「発令伺（任用）」を採用決定日がわかる書類として、条例第11条第1項の規定により一部公開とし、その余の本件対象文書について同条第2項の規定により不存在を理由として非公開とする本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(4) 平成24年8月17日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成24年12月7日付の反論意見書にて、おおむね次のように主張している。

(1) 本件請求で公開された文書からは、「募集をホームページにアップした年月日とその期間」、「選考日」、「募集から申込及び採用までの一連の流れ」が確認できない。

(2) 教育委員会が学校事務嘱託員の募集から採用までを各学校にすべて任せている現状に鑑みて、実施機関は対象となる文書を作成していないとのことであるが、学校事務嘱託員の身分が地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員として位置づけられているのであれば、応募資格に沿って、公正かつ厳正な採用が行われたことについて、一市民が確認できるように記録として残しておくべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成24年10月5日付け弁明意見書及び同年12月12日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断したうえで行ったもの

であり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

学校事務嘱託員の任用については、勤務地である学校において、公募及び選考を行い、その後、職員課で採用者の任用手続きを行っていたところである。そして、本件対象文書としては、〇〇中学校における平成21年度の学校事務嘱託員の公募から任用に至るまでに作成した文書のうち、「募集をホームページにアップした年月日とその期間」、「選考日」、「募集から申込及び採用までの一連の流れ」が確認できる文書である。

(3) 実施機関が本件処分を行うに至った理由について

ア 募集をホームページにアップした年月日とその期間について

平成20年度からの学校事務嘱託員の配置に先立ち、平成20年1月に教育委員会総務部職員課から各学校に対して募集方法等の説明を行い、公募期間として最低一週間確保することや募集を学校のホームページで行うことなどを指示しているが、当該指示に沿って各学校で対応することとなるため、募集案内をホームページにアップした年月日とその期間を個別に確認することができる文書は作成していない。なお、ホームページに掲載した案内についてはすでに審査請求人に公開済みである。

イ 選考日について

選考日については、応募者が履歴書を持参した際や後日の電話連絡などにより、応募者の都合を確認しながら学校において決定しており、応募者に対して書面による選考日の通知を行っていないことから、当該文書については作成していない。

ウ 募集から申込及び採用までの一連の流れ

応募人数については、応募の際に提出してもらった履歴書により管理しており、応募人数について特に文書を作成していない。また、面接等の実施日については前記のとおりである。

最後に、合否及び採用決定日については、本件非公開決定と同日に行った一部公開決定により発令伺を対象文書として公開している。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) まず、学校事務嘱託員とは、市費負担学校事務職員の配置見直しに伴い、対象となる各学校に対して、平成20年度から22年度までの3年間に限って配置されたものである。そのために、実施機関では、予め、ひな形として「学校事務嘱託員モデル就業要綱」（以下「モデル就業要綱」という。）及び「学校事務嘱託員モデル募集案内」を作成し、各学校に提示している。また、その任用にあたっては、各学校でモデル就業要綱等を参考に学校の実情に応じて公募・選考することとされていたものと認められる。
- (2) そして、対象となる各学校では、モデル就業要綱に準拠し、募集案内を定めて募集を行い、募集案内に定めた応募資格を満たす応募者のうちから、選考・採用を行い、職員課が任用することとしている。なお、募集から選考までの過程は各学校で行われていたものであるが、学校事務嘱託員の任用は職員課で行っていることから、同課が各学校からの選考結果を受けて、任用の決定手続を行っていたものである。また、実施機関の説明によれば、これらのことは対象校であった本件学校も同様であり、ただ、選考に関しては、応募者が1名のみであったことから、選考方法として、実技試験は行わず、面接のみが実施されたものと認められる。
- (3) そうすると、本件対象文書としては、本件学校において公募が行われてから、その採用、職員課における任用に至るまでの間に、実施機関で作成・取得した文書がこれに含まれるものと解される。

なお、他に学校事務嘱託員制度に関し実施機関が作成した公文書も対象文書となり得るが、これについては、すでに審査請求人に公開されていることが認められる。

2 本件対象文書の特定とその存否について

- (1) 本件学校の学校事務嘱託員募集案内からすると、任用までの流れとしては、

同校において、公募を行い、応募者の申込みを受付け、選考のうえ採用者を決定し、その後、職員課における任用に至るといった手順を踏むものと認められる。そのため、当審査会では、上記の手順において、実施機関で作成され、または作成され得る文書を確認し、そのうえで、本件対象文書に該当する公文書か否かという観点から特定を行う。

① 公募段階の記録について

本件学校の学校事務嘱託員募集案内があるが、すでに審査請求人に公開済みである。募集期間について、実施機関によると、公募は本件学校のホームページ上で行われたとのことであるが、当審査会で確認できたのは同校ホームページの更新日時のみで、更新内容についてはシステム上確認ができず、掲載期間に関する記録はないものと認められる。

② 申込と受付段階の記録について

本件学校の学校事務嘱託員応募資料として、同校が応募履歴書を取得していることが認められる。また、受付段階の記録については、同校に外来者受付簿はあるが、本件に関する記録はないものと認められる。

③ 選考段階の記録について

本件学校において実技試験は実施されていない。また、実施機関の説明によれば、本件面接については、当時、学校長及び教頭が行っているとのことであるが、これに関する公文書は作成されておらず、校長等の手控えも作成していないとのことである。

④ 採用決定段階の記録について

採用は、本件学校が行っているものであるが、採用決定に関する公文書は作成されていない。もっとも、同校が採用予定者から取得し、職員課に提出された承諾書が関連する公文書と認められる。

⑤ 任用段階の記録について

任用は、職員課で行われており、発令(任用)伺の決裁文書及び任用にあたって発令される辞令がこれに相当するものと認められる。また、教育委員会より発せられた辞令については、各学校の職員が教育委員会にて受領し、各学校において採用者に交付される。本件では、各学校の職員が辞令を受領した際に押印した受領簿が確認できる。

(2) 上記で特定された文書について、すでに公開されているものを除き、その公文書性と公開の可否について検討する。

ア 公文書該当性について

公文書とは、条例第2条第2号によると、「実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録(略)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいい、個人的検討の段階を離れ、組織的に用いる文書等としての実質を備え、組織において利用可能な状態で保有されているものを指す。そうすると、上記①から⑤で確認した文書のうち、審査請求人に公開されていない文書としては応募者の「履歴書」と採用者に発令される「辞令」、教育委員会が各学校に辞令を交付した際の「受領簿」があるが、いずれの文書も、組織的に利用されることを前提としたもので、かつ実施機関に保存されている以上、公文書に該当するものといえる。

イ 非公開情報について

(ア) 履歴書について

本件の履歴書について、当審査会で確認したところ、応募者の氏名・生年月日・住所・電話番号・学歴・職歴・免許・資格・志望動機・通勤時間・家族構成を記載することとなっている。これらの情報については、いずれも個人に関する情報にあたり、条例第7条第1号に該当するが、本件は学校事務嘱託員という地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する特別職の採用に関するものであるため、採用者の氏名については、同号ただし書のウ(公務員等の職務の遂行に係る情報)に該当する。

(イ) 辞令について

本件の辞令について、当審査会で確認したところ、任用された職員の氏名・嘱託コードのほか、命令内容等が記載されている。このうち職員の氏名・嘱託コードについては個人に関する情報であるが、職員の氏名については前記のとおりである。また、嘱託コードについては、福岡市の一般職職員の職員コード（職員採用の年度や席次等の職務外の情報と関連がある。）と異なり、嘱託員として登録された順に番号が割り振られるものであり、他の職務外の情報とも関連がないため、条例第7条第1号ただし書のウに該当する。また、命令内容についても、募集案内にすでに掲載済みの内容であるため、条例第7条第1号ただし書のア（公知の情報）に該当する。

(ウ) 辞令受領簿について

本件の辞令受領簿について、当審査会で確認したところ、任用された職員の氏名、所属となる学校名、職名、押印欄があり、辞令を受領した職員の押印もしくは記名がなされている。職員の氏名等は前記(ア)で述べたとおりであり、その他非公開とすべき情報は見当たらない。

- (3) よって、上記の公文書のうち、履歴書及び辞令については対象文書中の非公開情報に該当する部分について被覆したうえで、辞令受領簿についてはそのすべてを公開することが妥当と考える。

なお、前記(1)の①～⑤のとおり、任用に至る各段階において、記録が作成されていない以上、審査請求人が求めるような任用に至る一連の過程を説明する公文書というものは、その当否は別として、存在しないと言わざるを得ない。

3 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、条例第23条第3項に基づき、情報公開制度の適切かつ円滑な運営の前提として、条例第41条に規定する公文書の適正な管理という観点から以下のとおり付言する。

まず、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成14年教育委員会規則第13号。以下「公文書規則」という）第6条は、事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならないが、例外として作成が義務付けられないのは、「(1) 処理に係る事案が軽微なものであるとき」及び「(2) 意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」である。

このうちの「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合である。そこで、本件について鑑みると、地方公務員法第3条第3項第3号で規定する非常勤特別職職員の任用について、学校事務嘱託員という臨時的就職的かつ時限的に設けられた制度という事情があるとはいえ、地方公務員の任用である点には変わりはないため、これを「軽微なもの」として取り扱うことはできない。よって、その記録の形式や公開の可否は別として、その任用が適切な手続によってなされていることを明確にするものとして、少なくとも実施機関内部で検証可能なよう1件ごとに記録に努めるべきであったものとする。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他、本件の学校事務嘱託員やその他臨時的任用職員等の採用の適否について言及をしているが、本件審査請求に係る当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年9月13日	実施機関が審査会に諮問
平成24年10月5日	実施機関が弁明意見書を提出
平成24年11月1日(第1部会)	審議
平成24年12月7日	審査請求人が反論意見書を提出

平成24年12月12日(第1部会)	実施機関より意見聴取
平成25年1月9日(第1部会)	審議
平成25年2月20日(第1部会)	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏, 石森久広, 五十川直行, 馬場明子